

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置をもって廃止する。</p> <p>通信連絡設備の概略系統図を第 10.12.1 図から第 10.12.2 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）として、以下の通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</p> <p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）として衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第 10.12-1 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設備（発電所内）として、通信連絡設備（発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有）を設ける。</p> <p>a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡</p> <p>発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）として衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置を使用する。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び SPDS データ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（以下「SPDS」という。）を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）及び携行型有線</p>	<p>設備の相違（玄海 34 固有であり記載不要。以降「※1」）</p> <p>記載表現の相違（規制要求表現との整合）</p> <p>設備名称の相違。設備の相違（※1）</p> <p>記載表現の相違（技術的能力との整合及び他条との横並び）</p> <p>記載表現，機器名称の相違（東二においては、個々の機器の記載とするため常設及び可搬機器名称は統合せず分割し記載。）</p> <p>記載表現，機器名称の相違（東二においては、機能上，3 つの機器で 1 のため，系統名称記載。KK67 同様）</p> <p>< KK67 との相違 > KK67 では SPDS は，b. 項として分割しまとめて記載しているが，東二の技術的能力では 1 項で統合記載しており整合図り 1 項での記載。</p> <p>記載表現，設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置し、SPDSデータ表示装置は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星携帯電話（固定型）並びに無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電電池を用いるものについては、予備の充電電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、SPDSのうちデータ伝送装置を原子炉建屋付属棟内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）の電源は、充電電池を使用しており、別の端末又は予備の充電電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができ、使用後の充電電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置の電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p>	<p>中央制御室及び緊急時対策所両方に設置する機器と緊急時対策所のみの機器を書き分け明確化図った。 (10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p>記載表現、設備名称の相違。 手順・設備の相違（※1。東二は、屋外⇄屋内の連絡手段を衛星（携帯）⇄衛星（固定）としており無線連絡設備 （固定型）は不要。以降「※2」） 補足：アンテナへの接続は、今後設置する機器であり“接続する”として将来系で記載。 (10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p>記載内容の相違（使用する代替電源は記載することとしている。他条との横並び。以降「※3」）記載表現、設備名称の相違。設備・設備構成の相違（※1、※2。東二においては、DGに接続している）</p> <p>(10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>設備・運用の相違（※1。東二においては、手段として衛星電話設備（携帯型）等の本体（端末）そのものを交換する選択もあり記載。KK67同様。以降「※4」） 記載表現、設備名称の相違（代替電源から給電できる電源であることを明記）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型）） （3号及び4号炉共用） ・無線連絡設備（無線通話装置（固定型、携帯型））（3号及び4号炉共用） ・携帯型通話設備（携帯型有線通話装置）（3号及び4号炉共用） ・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） ・SPDS データ表示装置（3号及び4号炉共用） ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） ・代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） ・緊急時対策所用発電機車（3号及び4号炉共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設</p>	<p>SPDSのうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS データ表示装置は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置及びSPDSについては、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（携帯型） ・携行型有線通話装置 ・SPDS ・常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備） ・緊急時対策所用発電機（10.9 緊急時対策所） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所での共有 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信設</p>	<p>充電池及び乾電池を用いる機器の明確化のため書き分け（10/10 ヒアリングコメント反映） （10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違 記載内容の相違（※3）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備・設備構成の相違（※1。東二においては、DGに接続している。以降「※5」）（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1）</p> <p>設備名称の相違 運用・設備の相違（単機プラントのため共用はない、※2）</p> <p>記載内容の相違（※3） 設備の相違（※1）</p> <p>記載表現の相違（他条との整合）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち中央制御室内に設置する衛星携帯電話（固定型）並びに無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する無線通話装置（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについて</p>	<p>備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、別の端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置の電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することに</p>	<p>< KK67 との相違 > KK67 では「(1)a.通信連絡設備（発電所内）と同じである。」として、当該項の設備記載を省略しているが、東二においては、a. は技術的能力との整合を図った結果、SPDS も含むことから、省略せず記載。玄海 34 同様。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1）</p> <p>中央制御室及び緊急時対策所両方に設置する機器と緊急時対策所のみを機器を書き分け明確化図った。（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※2）</p> <p>補足：アンテナへの接続は、今後設置する機器であり“接続する“として将来系で記載。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※2）記載内容の相違（※3）</p> <p>（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備・設備構成の相違（※2、※5）</p> <p>（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違運用の相違（※4）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>は、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型））（3号及び4号炉共用） ・無線連絡設備（無線通話装置（固定型、携帯型））（3号及び4号炉共用） ・携帯型通話設備（携帯型有線通話装置）（3号及び4号炉共用） ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） ・代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） ・緊急時対策所用発電機車（3号及び4号炉共用）（10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(2) 発電所外（社内外）の通信連絡に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）として、以下の通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信</p>	<p>より7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（携帯型） ・携行型有線通話装置 ・常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備） ・緊急時対策所用発電機（10.9 緊急時対策所） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>(2) 発電所外（社内外）の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信設備（発電所外）として、通信連絡設備（発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有）を設ける。</p> <p>a. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備</p>	<p>充電池及び乾電池を用いる機器の明確化のため書き分け（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。運用・設備の相違（単機プラントのため共用はない、※1、※2）</p> <p>設備の相違（※1）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違（規制要求表現との整合）</p> <p>ERSS以外にも接続を可能な様、拡張性を確保した設計とするため等を追加（10/10 コメント反映）</p> <p>記載表現の相違（技術的能力との整合及び他条との横並び）</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備を代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管し、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ必要なデータを伝送するための緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を、原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合において</p>	<p>（発電所外）として、衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，I P電話及びI P－F A X）を使用する。</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として，データ伝送設備を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）として，衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し，衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，I P電話及びI P－F A X）は，緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために必要なデータの伝送をするためのデータ伝送設備（発電所外）として，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）等へ必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備を，緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は，屋外に設置したアンテナと接続することにより，屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は，非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて，全交流動力電源が喪失した場合においても，常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型），データ伝送設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，I P電話，I P－F A X）は，</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>(10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p><KK67 との相違>KK67 ではデータ伝送設備は，b. 項として分割してまとめて記載しているが，東二の技術的能力では1項で統合記載しており整合図り1項での記載。</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>運用の相違（※1，東二においては，運用上，中央制御室の衛星電話設備（固定型）を用いて所外に連絡できる運用を整備。以降「※6」）</p> <p>両方に設置するため「及び」が適切であり修正（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>(10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p>記載表現、設備名称の相違。E R S S以外にも接続を可能な様、拡張性を確保した設計とするため等を追加（10/10 コメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>補足：アンテナへの接続は，今後設置する機器であり“接続する“として将来系で記載。</p> <p>運用の相違（※6）（10/10 ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1，※5）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>も、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電機を使用しており、予備の充電機と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム(ERSS)等へのデータ伝送の機能に係る設備及び代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての、衛星携帯電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備及び緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型） （3号及び4号炉共用） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）（3号及び4号炉共用） ・緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） ・代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） ・緊急時対策所用発電機車（3号及び4号炉共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有する</p>	<p>非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の電源は、充電機を使用しており、別の端末又は予備の充電機と交換することにより7日間以上継続して通話ができ、使用後の充電機は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）及びデータ伝送設備については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型） ・衛星電話設備（携帯型） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） ・データ伝送設備 ・常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） ・可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備） ・緊急時対策所用発電機（10.9 緊急時対策所） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所での共有するため</p>	<p>(10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p>記載表現、設備名称の相違。運用の相違（※4）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載箇所の相違（前述統合記載）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載箇所の相違（前述統合記載）</p> <p>(10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p>設備の相違（※1）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違。運用の相違（単機プラントのため共用はない）</p> <p>記載内容の相違（※3）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>ために用いる通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、衛星携帯電話設備を代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置又は保管し、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話（固定型）の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の通信連絡機能に係る設備としての衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備につ</p>	<p>の通信設備（発電所外）として、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、別の端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p><KK67との相違>KK67では「(2)a.通信連絡設備（発電所外）と同じである。」として、当該項の設備記載を省略しているが、東二においては、a.は技術的能力との整合を図った結果、データ伝送設備も含むことから、省略せず記載。玄海34同様。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備・運用の相違（※6）</p> <p>両方に設置するため「及び」が適切であり修正（10/10ヒアリングコメント反映）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>補足：アンテナへの接続は、今後設置する機器であり“接続する”として将来系で記載。</p> <p>運用の相違（※6）</p> <p>(10/10ヒアリングコメント反映)</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備・設備構成の相違（※1、※5）</p> <p>運用の相違（※6）(10/10ヒアリングコメント反映)</p> <p>記載表現、設備名称の相違。運用の相違（※4）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載箇所の相違（前述統合記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>いては、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型）） （3号及び4号炉共用） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）（3号及び4号炉共用） 大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） 代替緊急時対策所用発電機（3号及び4号炉共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） 緊急時対策所用発電機車（3号及び4号炉共用） （10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用電源設備のディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性、位置的分散等の設計方針は適用しない。ディーゼル発電機については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>代替緊急時対策所用発電機及び緊急時対策所用発電機車については、「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」にて記載する。</p> <p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室内に設置する衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）並びに原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置する緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の電源は、ディーゼル発電機に対して多様性を持った大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	<p>IP電話及びIP-FAX）については、固縛又は転倒防止措置を講じる等、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備（固定型） 衛星電話設備（携帯型） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） 常設代替高圧電源装置（10.2 代替電源設備） 可搬型代替低圧電源車（10.2 代替電源設備） 緊急時対策所用発電機（10.9 緊急時対策所） <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の非常用ディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。</p> <p>非常用ディーゼル発電機、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車については、「10.2 代替電源設備」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「10.9 緊急時対策所」に示す。</p> <p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替高圧電源装置、可搬型代替低圧電源車又は緊急時対策所用発電機からの給電により使用することにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して多様</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。設備・運用の相違（※1、単機プラントのため共用はなし）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>記載箇所の相違（後述統合記載）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※2）記載内容の相違（※3）設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリング</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置する衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）、SPDSデータ表示装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備の電源は、多重性を有する代替緊急時対策所用発電機又は緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。電源設備の多重性については「10.9 緊急時対策所 10.9.2 重大事故等時」にて記載する。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用することで、ディーゼル発電機に対して多様性を持つ設計とする。</p>	<p>性を有する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することにより送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して位置的分散を図る設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電池を使用することにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することにより送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して位置的分散を図る設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管することにより送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）に対して位置的分散を図る設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、緊急時対策所用発電機からの給電により使用することにより非常用ディーゼル発電機又は蓄電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>SPDS及びデータ伝送設備は、非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する常設代</p>	<p>グコメント反映）。電源設備の多様性等は後段でまとめて記載。</p> <p>設計基準事故対処設備との位置的分散を記載（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）電源設備の多様性等は後段でまとめて記載。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1、※2）設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備との位置的分散を記載（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備との位置的分散を記載（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>設計基準事故対処設備の対象を明確化（KK6/7同様。10/13ヒアリングコメント反映）</p> <p>常設重大事故緩和設備であり位置的分散までは記載していない（KK6/7同様）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載内容の相違（※3）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p>10.12.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDS データ表示装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 共用の禁止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。 これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p> <p>10.12.2.2.4 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。 衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）は、発電所内外の通信連絡をする必要</p>	<p>替高压電源装置、可搬型代替低圧電源車又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、SPDS、データ伝送設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、異なる通信方式を使用し、多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備のうち常設代替高压電源装置及び可搬型代替低圧電源車の多様性及び位置的分散については、「10.2 代替電源設備」に示す。電源設備のうち緊急時対策所用発電機の多様性については、「10.9 緊急時対策所」に示す。</p> <p>10.12.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 衛星電話設備（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、SPDS及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。 衛星電話設備（固定型）は、重大事故等時において発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。 衛星電話設備（携帯型）は、重大事故等時において発電所内外の通信連絡をする必要のあ</p>	<p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>電源設備の多様性等は後段でまとめて記載。記載内容の相違（※3） (10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載内容の相違（単独で使用可能設備であり当該内容を記載）</p> <p>運用の相違（単機プラントのため共用はない）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>のある場所と通信連絡できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、発電所内の通信連絡をするために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）は、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>携帯型通話設備は、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。保有数は、3号炉及び4号炉で重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。</p>	<p>る場所と通信連絡するために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時の予備用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備（携帯型）は、重大事故等時において発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時の予備用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置は、重大事故等時において発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時の予備用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>SPDSは、重大事故等時において発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、重大事故等時において発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、重大事故等に対処するために必要なパラメータを共有するために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、重大事故等時において発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な個数を設置する設計とする。</p>	<p>運用の相違（単機プラントのため共用はない）</p> <p>設備の相違（※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。運用の相違（単機プラントのため共用はない）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。運用の相違（単機プラントのため共用はない）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>発電所内用と発電所外用を明確に書き分け他機器と整合を図った。 (10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p>
<p>10.12.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.4 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管するとともに、屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、使用場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1，※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備・運用の相違（※1，緊急時対策所内保管に保管する。KK67同様。）</p> <p>記載箇所の相違（前述統合記載） (10/10 ヒアリングコメント反映)</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>携帯型通話設備は、中央制御室内、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に保管するとともに、建屋内及び屋外で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋及び4号炉原子炉周辺建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDS データ表示装置は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、代替緊急時対策所内又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>携行型有線通話装置は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管するとともに、屋内で使用し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>携行型有線通話装置は、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置は、原子炉建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置は、重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置は、緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDSのうち緊急時対策支援システム伝送装置は、重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、緊急時対策所内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、設置場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。(10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p>設備・運用の相違（※1，屋内⇔屋外は衛星により連絡）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p> <p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※1）記載箇所の相違（操作のないことを明記）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。記載箇所の相違（操作のないことを明記）</p> <p>設備の相違（※1）</p> <p>記載表現、設備名称の相違。</p>
<p>10.12.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより使用場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.2.2.5 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、重大事故等時でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備（固定型）は付属のスイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、重大事故等時でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、人が携行して移動し、付属のスイッチにより使用場所での操作が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違(10/10 ヒアリングコメント反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3/4号炉	東海第二発電所	備考
<p>携帯型通話設備は、端末と中継コードの接続をプラグ接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用した発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDSデータ表示装置は、付属の操作スイッチにより設置場所で操作が可能な設計とする。</p>	<p>携行型有線通話装置は、端末である携行型有線通話装置、中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡ができる設計とする。</p> <p>SPDS及びデータ伝送設備は、重大事故等時でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で使用できる設計とする。</p> <p>SPDSのうちデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDSのうちSPDSデータ表示装置は、付属のスイッチにより設置場所での操作が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。設備の相違（東二においては、専用接続箱を使用しており記載。KK67同様） (10/10 ヒアリングコメント反映)</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p> <p>記載表現、設備名称の相違</p>
<p>10.12.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>通信連絡を行うために必要な設備の主要設備及び仕様を第10.12.2表及び第10.12.3表に示す。</p>	<p>10.12.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>通信連絡を行うために必要な設備の主要設備及び仕様を第10.12-2表及び第10.12-3表に示す。</p>	
<p>10.12.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）、SPDSデータ表示装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.12.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、SPDS、データ伝送設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現、設備名称の相違。記載内容の相違（試験検査時期の明確化。他条との整合）</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第10.12.2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星携帯電話設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 設備名 衛星携帯電話（固定型） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 設備名 無線通話装置（固定型） 使用回線 無線系回線 個 数 一式</p> <p>(3) 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 有線系回線、衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(4) SPDSデータ表示装置（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等）</p>	<p>第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星電話設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(2) SPDS 兼用する設備は以下のとおり。 ・計装設備（重大事故等対処設備） ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） a. データ伝送装置 使用回線 有線系回線及び無線系回線 個 数 一式 b. 緊急時対策支援システム伝送装置 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個 数 一式 c. SPDSデータ表示装置</p>	<p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。運用の相違（単機プランのため共用はない）</p> <p>設備の相違（※2）</p> <p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。運用の相違（単機プランのため共用はない）</p> <p>記載表現の相違（両方で使用出来る機器は“及び”で記載）</p>

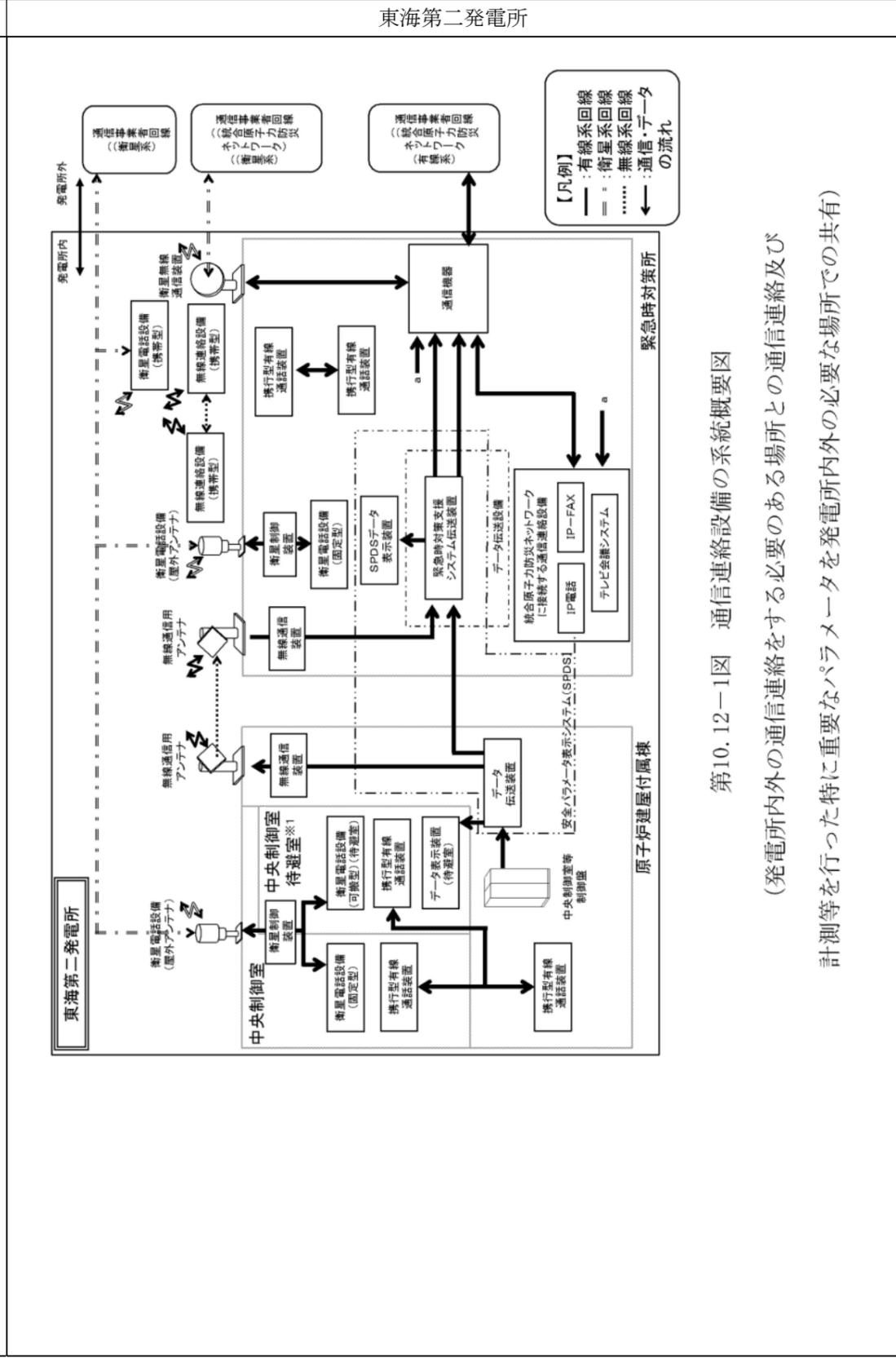
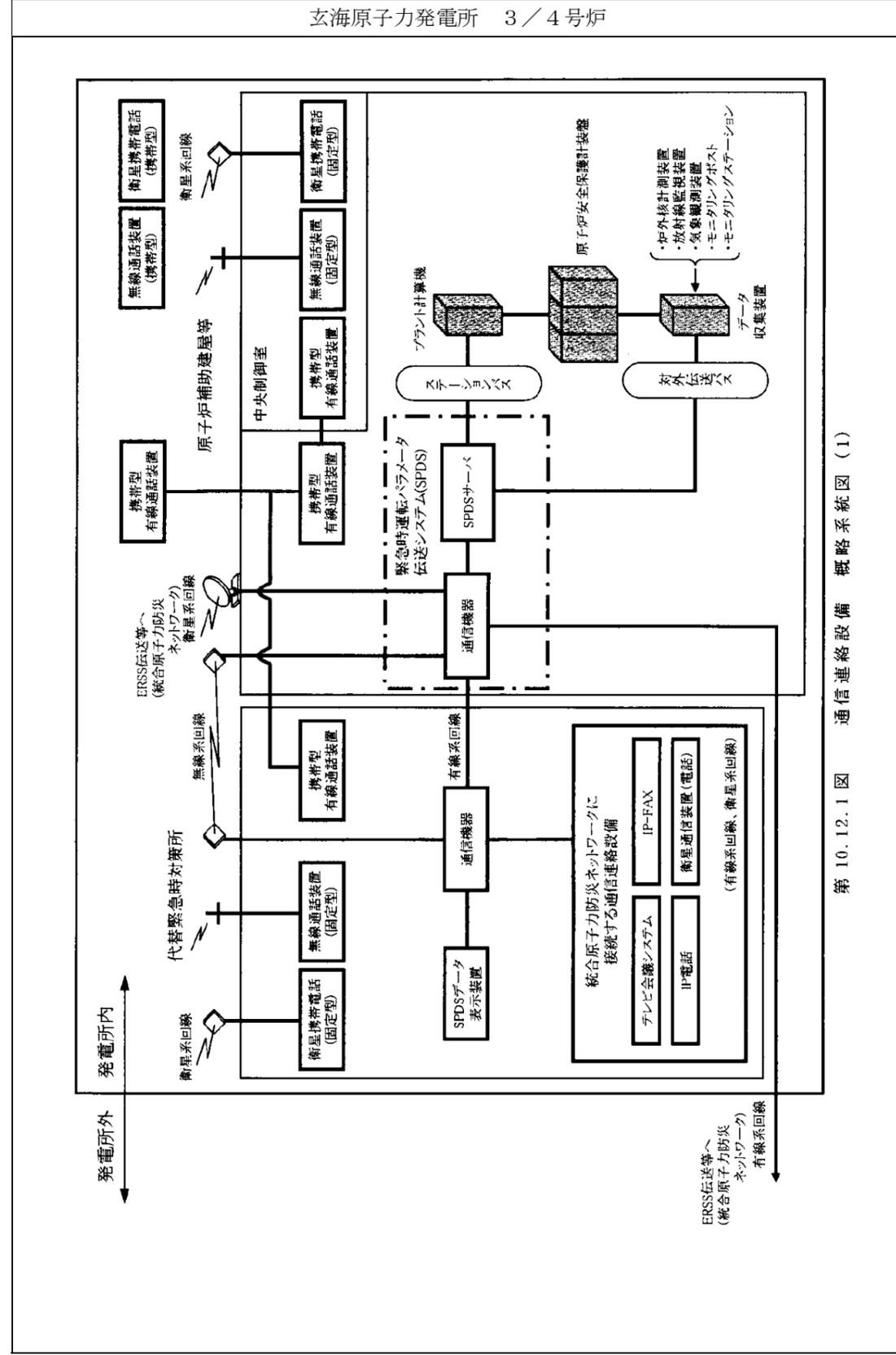
赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 個 数 一式</p> <p>(5) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>設備名 テレビ会議システム 使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個 数 一式</p> <p>設備名 IP電話 使用回線 有線系回線 個 数 一式</p> <p>設備名 衛星通信装置（電話） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p>設備名 IP-FAX 使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個 数 一式</p>	<p>個 数 一式</p> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>a. テレビ会議システム 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個 数 一式</p> <p>b. IP電話 使用回線 有線系回線又は衛星系回線 個 数 一式</p> <p>c. IP-FAX 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <p>・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時）</p> <p>a. 緊急時対策支援システム伝送装置 使用回線 有線系回線，衛星系回線 個 数 一式</p>	<p>備考</p> <p>記載表現，設備名称の相違（両方で使用出来る機器は“及び”で記載。いずれか他方に限定される機器は“又は”で記載。他条との整合）。 運用の相違（単機プラントのため共用はない）</p> <p>記載表現，設備名称の相違（他条との整合）。</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応

玄海原子力発電所 3／4号炉	東海第二発電所	備考
<p>第 10.12.3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星携帯電話設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 設備名 衛星携帯電話（携帯型） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 設備名 無線通話装置（携帯型） 使用回線 無線系回線 個 数 一式</p> <p>(3) 携帯型通話設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 設備名 携帯型有線通話装置 使用回線 有線系回線 個 数 一式</p>	<p>第 10.12-3 表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星電話設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 衛星系回線 個 数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 無線系回線 個 数 一式</p> <p>(3) 携行型有線通話装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 有線系回線 個 数 一式</p>	<p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。運用の相違（単機プランのため共用はない）</p> <p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。運用の相違（単機プランのため共用はない）</p> <p>記載表現、設備名称の相違（他条との整合）。運用の相違（単機プランのため共用はない）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色ハッチ：ヒアリングコメント対応



備考

記載表現、設備名称の相違（他条及び技術的能力との整合）。
 設備・設備構成・運用の相違

